

Soziale Sicherheit, Dezember 1970, S. 370-371. Das Zweite Krankenversicherungsänderungsgesetz, *Zentralblatt für Sozialversicherung Sozialhilfe und Versorgung*, Dezember 1970, S. 372-373.

(石本忠義 健保連)

各委員は、経済政策、社会政策もしくは構造政策の分野または技術の分野において特別の学識経験を有しなければならないことになっている。労使、連邦および州の官庁、ならびに学界の専門家は、同委員会の会合に出席し、傍聴できることになっている。また、連邦政府は、同委員会の庶務を行なう事務局を設けることになっている。

連邦労働大臣および連邦経済大臣の委任を受けた者は、同委員会の会合に参加し、研究計画に対する助言を行なうことができることになっている。また、それらの者は、傍聴するよう要請される。

同委員会の活動のための経費は、連邦労働省の予算によってまかなわれる。研究委託費は、約420万マルクになるものと見られている

西ドイツの社会変化に関する委員会

Walter Arendt 連邦労働大臣と Karl Schiller 連邦経済大臣は、現在、「経済的・社会的变化に関する委員会」 Kommission für sozialen Wandel の設置の準備を進めている。この委員会の任務は、合理化およびオートメーション化が労働者の負担にならないで、社会的進歩を促進するよう助言することである。

同委員会は、閣議決定に基づき、技術的、経済的および社会的变化に関する諸問題を、社会の拡大発展ということを考慮しつつ、調査研究し、意見を示すことになっている。意見書は、遅くとも4年後には連邦政府に提出



されることになっている。また、同委員会の活動は、公共における構造変化の問題への関心を喚起し、この問題を解決する即応性を強化することにも及ぶことになっている。

同委員会の構成メンバーは17名で、うち7名が学者、5名が労働者代表、残り5名が使用者代表である。5名の労働者代表は、ドイツ労働組合同盟とドイツ職員労働組合によって、また5名の使用者代表はドイツ使用者団体全国連合会によって指名される。そして、すべての委員は、連邦労働大臣と連邦経済大臣の推せんに基づき、連邦首相が任命する。

Kommission für sozialen Wandel wird gebildet, *Selbstverwaltung der Ortskran-kenkassen*, Dezember 1970, S. 366.

(石本忠義 健保連)